

# 相続財産を減少させる生前贈与対策あれこれ

Q 相続税の改正で平成27年から相続税が増税されています。そこで注目されているのが相続財産を減少させる生前贈与で優遇措置が増えていると聞きました。具体的な内容を教えてください。

贈与税の優遇制度は、高齢者に金融資産が集中している現状を踏まえ、それを若年世代に移転させ、消費を活性化させたいという政策上の配慮もあるそうです。

## 1 贈与税基礎控除の活用

個人から個人に対して、1年間に110万円（基礎控除と言います）以上の財産を贈与すると贈与税が課税されます。この110万円という枠（基礎控除）も、こまめに毎年行えば財産を減らす相続税対策となります。

## 2 子や孫への住宅取得資金贈与の特例

直系の尊属である親や祖父母から、20歳以上の子や孫に対し、自宅購入の資金を贈与した場合、その購入の契約の締結が平成27年末までであれば1000万円（いわゆる「良質な住宅」については1500万円）まで非課税枠があります。これにより、その額に応ずる持分は贈与を受けた子や孫名義となるうえ、親世代から子・孫世代へ生前に財産を移転できます。

なお、現行の制度は平成31年6月まで継続しますが、契約の締結する時期により非課税枠が最高3000万円となります。かなりの金融資産を生前贈与できます。

## 3 結婚・子育て資金贈与の特例

少子化対策と金融資産の次世代贈与対策の効果を狙う生前贈与制度が二つあります。一つ目は、結婚・子育て資金贈与の特例です。この制度は、限度額1000万円までで、贈与を受ける者の年齢が20歳以上50歳未満であること、用途は結婚の挙式費用や新居の家賃や敷金、そして妊娠・出産費用、子の保育料など一定の条件を満たしたものが含まれます。平成31年3月末までに資金の贈与および金融機関での手続きがなされた場合に限り適用されます。

## 4 教育資金贈与の特例

二つ目は教育資金贈与の特例です。直系尊属から教育資金に充てるため贈与を受けた金銭を銀行等に預入れをするなどした場合、1500万円までは非課税となります（教育資金に充てたことを金融機関経由で申告します）。教育資金には、学校の入学金や授業料のほか、学習塾への月謝、通学定期券代なども含まれます。ただし、30歳に達する前に残額があるときは、その残額に通常の贈与税が課税されます。

## 5 相続時精算課税制度

この制度は、贈与した財産をストレートに相続財産から減額させることにはなりません。相続財産の前払いに対する課税猶予制度といえる制度です。しかし、将来値上がりが確実な財産（成績好調な同族株）や、収益を生む財産（アパートや貸しビル）などを贈与することにより、財産が生む価値のあるものを先行移転できます。この制度は、直系の尊属である親や祖父母から、20歳以上の子や孫に対しての贈与など一定の制約がありますが、上限が2500万円と金額が大きい為、不動産贈与に適した制度といえます。

このように、直系の祖父母や親から子、孫への生前贈与について優遇措置が拡充されています。また平成27年以降は、直系尊属から子または孫への贈与の場合の贈与税率も緩和されています。生前贈与が活発になる条件が整ったといえます。